実施方針等に係る意見書に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア	(ア)	a)		
1	実施方針	SPCの設立等	15	Ⅲ	7		①				管理運営業務委託契約と建設請負契約の締結日を同日（平成31年9月下旬）にされていますが、管理運営業務委託契約の締結前にSPCを設立するため、維持管理・運営業務が発生しない設計・建設期間中でもSPC管理コスト（会計監査費用・税務申告費用・法人県民税・法人市民税）が発生します。 事業費削減のため、維持管理・運営業務に係る事業契約の締結は開業準備期間の直前に変更出来ないでしょうか。	原案のとおりとします。